

令和3年度奈良県社会教育委員予定者一覧

(任期 令和3年9月1日～令和4年8月31日まで)

番号	氏名	性別	所属等	選任基準
1	いいだ きよみ 飯田 喜代視	男	奈良県社会教育委員連絡協議会(会長)	H25～ 社会教育関係者
2	おおつじ てつお 大辻 哲男	男	奈良県体育協会(理事)	H30～ 社会教育関係者
3	おかだ たつき 岡田 龍樹	男	天理大学(副学長)	H24～ 学識経験者(社会教育)
4	おくだ やすえ 奥田 保枝	女	奈良県公民館連絡協議会(会長)	R2～ 社会教育関係者
5	もりやま よしふみ 森山 賀文	男	奈良県議会(文教くらし委員長)	R3 県民代表者
6	かわの まいこ 川野 麻衣子	女	奈良教育大学研究部員 京都府立医科大学非常勤講師 北摂こども文化協会(理事長)	H27～ 学識経験者(社会教育)
7	さの まりこ 佐野 万里子	女	奈良市生涯学習財団事務局(統括主任)	H27～ 行政実務者(社会教育)
8	たなか あつみ 田仲 敦三	男	奈良県人権教育推進協議会(会長)	R2～ 社会教育関係者
9	そうち みさ 相知 美佐	女	奈良県高等学校長協会(副会長) (県立橿原高等学校長)	R3 学校教育関係者
10	ふかせ しげお 深瀬 重雄	男	奈良県中学校長会(会長) (生駒市立鹿ノ台中学校長) ※奈良県小学校長会と隔年交替	R3 学校教育関係者
11	もりさき かずよ 森崎 和代	女	子どもへの暴力防止(CAP)スペシャリスト 奈良県児童虐待防止ネットワーク「きずな」幹事	R3 家庭教育関係者
12	みやもと じろう 宮本 次郎	男	奈良県PTA協議会(副会長)	H28・R2～ 社会教育関係者
13	はりしま さとし 播島 聰	男	奈良県高等学校PTA協議会(会長)	R3 社会教育関係者
14	とお ゆきこ 戸尾 之子	女	日本ガールスカウト奈良県連盟(理事長) ※ボーイスカウト連盟と隔年交替	R3 社会教育関係者

社会教育法（抜粋）

昭和24年法律第207号

最終更新：令和元年法律第26号

第三章 社会教育関係団体

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

奈良県社会教育委員条例

昭和24年奈良県条例第46号

最終更新：平成26年奈良県条例第60号

本県県会の議決を経て〔奈良県社会教育委員定数等に関する条例〕を次のように定める。

奈良県社会教育委員条例

(平二六条例六〇・改称)

(設置)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項の規定に基づき、奈良県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平二六条例六〇・追加)

(組織)

第二条 委員の定数は、十五人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(平一〇条例七・一部改正、平二六条例六〇・旧第一条線下・一部改正)

(任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平一〇条例七・一部改正、平二六条例六〇・旧第二条線下・一部改正)

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

附 則(平成一〇年条例第七号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、同年六月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第六〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

奈良県社会教育委員会議運営要領

- 第1条 奈良県社会教育委員は、社会教育法第17条の職務を行うため会議の運営について、この条項の定めるところによる。
- 第2条 会議は、これを定例会、臨時会および部会とする。
- 2 定例会議は、年2回、これを招集する。
 - 3 臨時会議は、必要ある場合において、その案件に限り、これを招集する。
 - 4 部会は、必要ある場合に、これを招集する。
- 第3条 会議の招集は、議長がこれを行う。
- 第4条 会議には、議長、副議長各1名および書記若干名をおく。
- 2 議長、副議長は、委員の中から互選によって決し、書記は、これを教育長が教育委員会事務局職員の中から指名する。
 - 3 議長、副議長の任期は、委員在任期間とする。
 - 4 議長は、会議を主宰し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことは出来ない。
- 第6条 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。
- 第7条 会議の結果は、文書をもって教育委員会に報告しなければならない。
- 第8条 委員は、会議に出席できないときは、招集者に予め通知しなければならない。

以上